

# 再開発だより

## 号 外

平成20年5月15日

発行 / 二子玉川東地区市街地再開発組合

理事長 川邊 義 高

編集 / 再開発組合事務局

世田谷区玉川1-14-2

TEL 03-3700-3693

## 二子玉川東地区市街地再開発組合

5月12日事業差止訴訟で地裁が原告の請求棄却

# 5月12日 “事業差止訴訟 地裁が原告の請求棄却”

一部世田谷区住民等（原告）が当再開発組合（被告）を相手取り、平成17年10月に東京地方裁判所へ提訴していました「再開発事業差止請求事件」について、去る平成20年5月12日に判決が言い渡され、原告の請求はすべて棄却されました。

<判決の主旨>

原告は、当再開発事業により 周辺地区の交通渋滞や騒音の悪化 大気汚染の悪化 眺望利益の侵害 景観利益の侵害 高層建物による圧迫感の発生 災害時の危険増大等が発生し、都市再開発法等に違反していると主張しました。

しかし、裁判官はこれらの主張に対して、主張に蓋然性（確からしさ）がないことや、再開発事業には公益性が認められ原告に受忍限度を越える不利益が生じるとはいえないことなどを指摘し、さら

に都市再開発法等違反については主張自体が当を得ていないとして、原告の主張をすべて棄却しました。

<これからの組合事業>

この事業は、権利者・地域の皆様・行政及び企業が力をあわせて東京の西の玄関、世田谷の広域生活拠点である二子玉川を整備する公益性の高い都市計画事業です。

ただ、組合は今回の提訴をむしろ一つの「問いかけ」だったと受け止めましょう。この「問いかけ」にしっかりと応える為に、誰もが安心して通行できる道路や交通広場、ホッと息のつける癒しの居住空間の整備、新たな都市景観及び風景づくり、楽しく買い物ができるプロムナードの創出など、今まで以上に胸を張って力強く推進してまいります。将来を担う子どもたちのために。水と緑と光溢れる我がまち実現のために。 以上